

第3章 子どもの権利条例についての町民の理解

ここでは志免町の子どもの権利条例についての町民（子どもを含む）の理解について検証する。資料として2019（平成31）年3月に実施された「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」（以下ニーズ調査と略す）と志免町子どもの権利救済委員が町内の全中学生を対象としたアンケートの報告書「2018（平成30）年度志免町子どもの権利救済活動報告書」を活用させてもらう。

第1節 町民の理解

先ず2019（平成31）年3月発表のニーズ調査によれば、町民の「志免町子どもの権利条例」に関する認知は図表3-1-1の通りである。

図表3-1-1 志免町「子どもの権利条例」認知度（％）

	内容を知っている	内容をある程度知っている	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	名前も知らない	無回答
小学生 ¹⁾ n=974	6.9	13.7	34.1	43.7	1.6
中学生・高校生 世代 n=1043	6.0	9.2	43.3	39.9	1.5
就学前児童保護 者 n=1406	2.4	5.7	45.6	44.3	2.0
小学校児童保護 者 n=961	4.7	15.2	53.2	25.6	1.4

「内容を知っている」が最も高いのは小学生で、就学前児童保護者が最も低い。

「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせた割合も小学生が最も高く20.6%、次いで小学校児童保護者が19.9%である。最も低いのはやはり就学前児童保護者で8.1%となっている。これらから「子どもの権利条例」の内容について部分的にでも認識している人は3割に満たない。

しかしこの「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」に「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」を合計した割合は、小学校児童保護者が73.1%で7割を超え、中学生・高校生世代58.5%、小学生54.7%、就学前児童保護者53.7%と続き、全てで5割を上回っている。

以上のことから子どもの権利についての町民の理解を高めるためには、名前を聞いたことがあるだけにとどまらず、今後どう内容の理解まで持って行くか手立てを考える必要があるだろう。

¹⁾ 小学生の対象児童は5年生と6年生である

第2節 町民の認知の変化

今回の2019（平成31）年3月発表のニーズ調査を2009（平成21）年実施の「ニーズ調査」および2014（平成26）年実施のニーズ調査と経年比較してみる。¹⁾

図表 3-2-1 子どもの認知 経年比較 (%) ²⁾

		2009(平成21)年	2014(平成26)年	2019(平成31)年
小学生	内容を知っている	2.9	2.8	6.9
	内容をある程度知っている	8.3	9.4	13.7
	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	30.3	27.3	34.1
	名前も知らない	56.9	59.6	43.7
	無回答	1.7	0.9	1.6
中学生・高校生世代	内容を知っている	5.8	6.6	6.0
	内容をある程度知っている	13.0	11.7	9.2
	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	48.9	44.9	43.3
	名前も知らない	31.9	36.3	39.9
	無回答	0.4	0.4	1.5

図表 3-2-2 大人の認知 経年比較 (*%) ³⁾

		2009(平成21)年	2014(平成26)年	2019(平成31)年
就学前児童保護者	内容を知っている	1.4	3.0	2.4
	内容をある程度知っている	5.9	5.4	5.7
	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	47.6	53.4	45.6
	名前も知らない	44.4	37.2	44.3
	無回答	0.7	0.9	2.0
小学校児童保護者	内容を知っている	4.4	2.6	4.7
	内容をある程度知っている	16.1	15.0	15.2
	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	49.4	55.8	53.2
	名前も知らない	28.2	25.8	25.6
	無回答	1.8	0.8	1.4

小学生の認知度が前回までに比べるとかなり上昇している。前回(2014(平成26)年)と

¹⁾ 出典は「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」志免町 平成26年3月
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」志免町 平成31年3月

²⁾ 標本数は小学生：平成21年 n=700、平成26年 n=886、平成31年 n=974

中学生・高校生世代：平成21年 n=709、平成26年 n=1335、平成31年 n=1043

³⁾ 標本数は就学前児童保護者：平成21年 n=1238、平成26年 n=1383、平成31年 n=1406

小学校児童保護者：平成21年 n=1622、平成26年 n=1011、平成31年 n=961

比較すると「内容を知っている」が 4.1 ポイント、「内容をある程度知っている」が 4.3 ポイント、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 6.8 ポイントといずれも増加し、逆に「名前も知らない」は 15.9 ポイント減少している。

中学生・高校生世代は過去と大きな変化はないが、前回と比べると小学生とは逆に「内容を知っている」「内容をある程度知っている」「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」は若干の減少傾向を示し、「名前も知らない」は増加している。

保護者の認知は就学前児童保護者、小学校児童保護者ともにそれ程大きい変化はみられない。しかしここでも就学前児童保護者の認知が過去から低い水準でとどまっている。

第 3 節 中学生の認知

志免町子どもの権利救済委員は過去 11 年に渡って、志免町内中学生全員に「子どもの権利条例」に関するアンケートを実施している。

今回は 2018（平成 30）年度実施のアンケート調査から、中学生の認知状況を見てみたい。¹⁾

図表 3-3-1 中学生の認知 経年比較（%）²⁾

質問「私たちの町には『志免町子どもの権利条例』があることを知っていますか」							
2011(平成23) 年n=1193	2012(平成24) 年n=1171	2013(平成25) 年n=1133	2014(平成26) 年n=1132	2015(平成27) 年n=1211	2016(平成28) 年n=1218	2017(平成29) 年n=1273	2018(平成30) 年n=1273
29.9	33.3	30.2	35.8	30.3	31.7	29.4	31.3

図表 3-3-1 は「知っている」と答えた生徒の割合である。2011（平成 23）年から中学生の認知に大きな変化はなく、およそ 30%の認知度で推移している。この認知度を少しでも上昇させることが望まれるが、それに関して子どもの権利相談室スキズの認知度と比較すると興味深い。「志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキズ)」を知っていますか?」の質問で、「知っている」は 2011（平成 23）年度に 29.2%だったがその後徐々に増えて 2018（平成 30）年度は 58.9%まで上昇している。このことは「条例」という抽象的施策よりも自分たちに直接関わる施設や体験の方が認知しやすいことを示している。具体的施設や体験活動などの施策を如何に「子どもの権利条例」に結びつけてアピールするか問われている。

¹⁾ 出典は「平成 30 年度（2018 年度）志免町子どもの権利救済活動報告書」（志免町子どもの権利救済委員・志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキズ））。なお平成 23 年度（2011 年度）版から平成 29 年度（2017 年度）版の報告書も参考にしている。

²⁾ アンケートの選択肢は「知っている」「知らない」「回答なし」の 3 項目。

第4節 課題

① 小学校、中学校での「人権学習」の実践

図表 3-2-1 の経年比較で明らかにしたように、小学生の認知が 2014（平成 26）年までに比べて 2019（平成 31）年は大きく上昇している。これは町内の小学校 4 年生で、志免町の子どもの権利条例を教材化した人権学習をカリキュラム化して実践していることによると考えられる。

これに関して、神奈川県川崎市の調査報告が参考になる。川崎市の子どもの権利に関する調査（「第 6 回 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書」平成 30（2018）年 3 月川崎市／川崎市子どもの権利委員会）によると、権利条例の認知方法で子どもがダントツに多く上げたのが「学校で配布されたパンフレット」で次に「学校の先生の話」だった。

このことから学校で人権学習をカリキュラム化するとパンフレットや教材資料が配付されるし、当然先生がたの意識も高まり、条例に触れたり取り上げたりする話も日常的に多くなるだろう。今後もし是非この人権学習を続けて欲しいし、出来れば中学校でも取り組む方向を検討して欲しい。

② 就学前児童保護者の認知を高める。

就学前児童保護者は 2019（平成 31）年のニーズ調査で、「内容を知っている」も「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせた割合も、また「内容を知っている」＋「内容をある程度知っている」＋「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」の合計でも、全てにおいて最も低い。

就学前の乳幼児を育てる保護者にこそ深く豊かな子どもの人権認識が必要なことを考えれば、就学前児童保護者の認知を高める努力は大きな課題である。

③ 子どもの権利条例に基づく行動計画の策定と周知

「志免町子どもの権利条例」の第 16 条に基づいて行動計画を策定し、子どもの権利に関する施策を推進して欲しい。

ニーズ調査のアンケート項目「子どもを健やかに生み育てるために、国・県・町にどのようなことを望みますか」では、就学前児童保護者でも小学校児童保護者でも希望として「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」「誰でも気軽に利用でき、身近な地域で子どもを預かってくれる場を作ってほしい」「児童館をつくってほしい」などが上位を占めている。これらは「志免町子どもの権利条例」の諸条文に関連付けて捉えることができる。是非これらを受けとめた行動計画を策定し、子どもの権利条例の条文と結びつけて周知を図るなど努めてほしい。

（文責：藤田尚充）